

(参考)

障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ

(障害福祉サービス事業者を行う者)

サービスの「種類」及び「事業所」ごとに申請を行う

都道府県への申請

・人員基準を満たさないとき

・設備、運営基準を満たさないとき

・取消しから5年を経過していないとき

・申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

指定
(第36条第1項)

指定の拒否
(第36条第3項)

事業者の責務
(第42条)

・法令遵守

・適切なサービス提供 等

定期又は随時の検査、指導等

基準に従った人員配置、適切な事業運営を行っていないとき

・名称、所在地等に変更があったとき

・休止した事業を再開したとき

変更届・再開届
(第46条第1項)

廃止届・休止届
(第46条第2項)

事業を廃止又は休止するとき

・欠格条項に該当したとき

・基準に従った人員配置、適切な事業運営ができなくなったとき

・不正な手段により指定を受けたとき

命令
(第49条第4項)

勧告に従わないとき

勧告
(第49条第1項・2項)

指定の取消し
指定の効力の停止
(第50条第1項)

更新の申請
(第41条2項)

指定有効期間満了までに処分がされないときは、処分されるまでの間は効力を有する

指定の更新
(第41条第1項)

6年間